

令和5年度 税制改正 インボイス制度に関する負担軽減措置

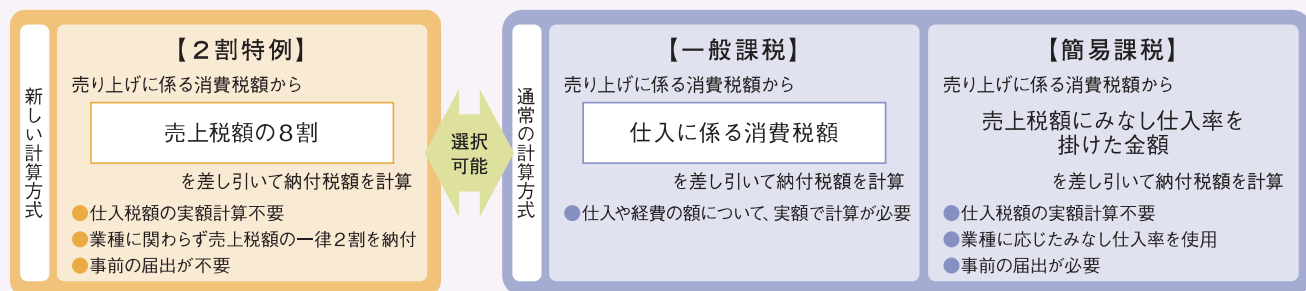
① 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

免税事業者がインボイス発行事業者となる場合に、インボイス制度への移行から3年間（令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日に属する各課税期間）、当該事業者の納税額を売上税額の2割とすることができる、「2割特例（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）」があります。

売上税額2割の場合の納付税額／

$$\text{売上税額} - \text{売上税額} \times 80\% = \text{納付税額}$$

■ 計算イメージ



② 少額特例（インボイスの保存がなくても仕入税額控除を認める特例）

基準期間における課税売上高が1億円以下の事業者の、支払対価が税込1万円未満の課税仕入れが少額特例の対象となります。なお、仕入金額が1万円未満か否かは一回ごとの取引単位で判定します。

2割特例は、一般課税と簡易課税のいずれを選択している場合でも、適用することが可能です。そのため、簡易課税制度の適用を受けるための届出書を提出していたとしても、申告の際に2割特例を適用することが可能です。

2割特例は、免税事業者がインボイス発行事業者となったことにより事業者免税点制度の適用を受けられない課税期間においてのみ適用することができます。基準期間（個人事業者の場合は課税期間の前々年／法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超える場合などは適用がありませんので、留意が必要です。

これにより、支払対価が税込1万円未満である課税仕入れについては、受領した請求書やレシートがインボイスに該当するか否かの仕分け作業が不要になります。適用対象期間は令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れとなります。

③ 少額な適格返還請求書の交付義務免除

全事業者について、売上返品、売上値引き、売上割戻し、売上割引といった売上返還等には適格返還請求書（返還インボイス）の交付義務がありますが、売上返還など

のうち、価額が税込1万円未満のものについて、返還インボイスの交付義務が免除されます。これにより、売手負担の振込手数料についても免除の対象になります。

この取り扱い恒久措置であり、適用される期間に限りはありません。

④ インボイス発行事業者登録申請手続きの柔軟化

インボイス発行事業者として登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を提出することとされていました。しかし同日までの申請が困難であった場合につき、「困難な事情」を登録申請書に記載して令和5年9月30日までに提出することで、令和5年10月1日にインボイス発行事業者の登録を受けたものとみなす措置

が設けられていました。

これに加え、今般、令和5年10月1日以降に登録を受けようとする事業者については、運用上、登録申請書に「困難な事情」の記載を求めないこととされました。この登録手続きの柔軟化措置により、令和5年9月30日までの登録申請については、原則として、インボイス制度が開始する令和5年10月1日以降を開始日として登録されることになります。

CONTENTS

01. 令和4年消費者契約法改正の概要について
02. 住所変更登記、氏名変更登記の義務化について
03. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更等に伴うテレワークの取扱いについて
04. 令和5年度税制改正インボイス制度に関する負担軽減措置

NTS総合コンサルティンググループ
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
 電話 03(6212)2330 HP: <http://nts-cgr.jp/>

■ NTS総合税理士法人 ■ 監査法人 アイリス
 ■ NTS総合弁護士法人 ■ NTS総合社会保険労務士法人
 ■ NTS総合司法書士法人 ■ NTS丸の内社会保険労務士法人



NTS総合コンサルティンググループ

代表 吉井 清信

盛夏の候 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化により持ち直しが続いています。景気回復の実感が浸透するには、物価上昇に負けない賃金の上昇が必須ではないでしょうか。

さて、深刻かつ出口の見えない、慢性化した人手不足が続いています。帝国データバンクによれば、2023年1月時点で人手不足を感じている企業の割合は、正社員では51.7%、非正社員では31.0%で、それぞれ5ヵ月連続で5割超、3割超の高水準となっています。「物価高」もあり人手不足解消のキーワードとして重要

視されている「賃上げ」は、人材の獲得や定着に向けて避けて通れない要素となっています。「賃上げの波」についていけず、人手不足を解消できぬまま経営に行き詰まるリスクが業界を問わず高まっています、これまで以上に懸念していく必要があるように思います。

そして、「賃上げ」を実現し、それを継続していくカギとなるのが、「商（製）品・サービスの単価の値上げ」（価格転嫁）と「従業員教育及び設備投資による生産性の上昇」並びに「業務の合理化・効率化を通じて経営体力の増強を図ること」（生産性の向上）の2点をいかに実現できるかに掛かっています。



NTS総合弁護士法人

法律 令和4年 消費者契約法改正の概要について

1 はじめに

近年、消費者被害はますます増加しています。悪質事業者の手口も多様化しており、こうした被害に対応するため、令和4年に消費者契約法が改正され、取消権の拡大や靈感商法への対応、消費者にとって分かりにくい解約料や事業者の免責を定めた条項への対応、事業者の努力義務の拡充などが新たに盛り込まれました。

2 取消権の追加

消費者契約法第4条では「消費者が契約を取消して

きる場合」について定めていますが、令和4年の改正により、①事業者が勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘をした場合、②威迫する言動を交え、相談するための連絡を妨害した場合、③契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にした場合についても取消権を行使できることとなりました。また、靈感商法への対応として、④靈感等による知見として不安を煽り勧誘した場合に対する取消権も追加されました。靈感商法に関しては、取消権の行使期間について、追認をすることができることから3年（通常1年）及び、契約締結時から10年（通常5年）と、通常よりも伸長されています。

→次ページに続く

3 免責の範囲が不明確な条項の無効

事業者の免責を定めた条項についても明確にすることが求められ、免責の範囲が不明確な条項は無効となることが定められました。すなわち、「法令に反しない限り、1万円を上限として賠償します」といった条項は今後無効となり、「当社に軽過失がある場合には1万円を上限として賠償します」など、免責の範囲が明確になるような条項にする必要があります。

4 事業者の努力義務の拡充

1) 解約料の算定根拠の説明

解約時の損害賠償や違約金の定めが消費者にとって分かりにくいことも問題となっていました。損害賠償や違約金をあらかじめ定めている場合には、事業者は消費者の求めに応じて算定根拠の概要を説明する努力義務を負うことが定められ、損害賠償や違約金の金額が平均的

な損害の額を超えると疑われる場合には、適格消費者団体より事業者に対し算定根拠の説明を要請することも可能となりました（ただし営業秘密を除く）。

2) その他の情報提供

また、消費者契約法上の解除権について消費者に必要な情報提供をすること、勧誘時に消費者の知識・経験のみならず年齢・心身の状態も総合的に考慮した情報提供をすること、定款約款の表示請求のために必要な情報提供をすること等に関し、事業者が努力義務を負うことも新たに定められました。

5 まとめ

消費者関連法においては事業者の規制強化の流れが進んでおり、特定商取引法、景品表示法等の改正も行われています。今後の動向も注視したいところです。

労 務

NTS 総合社会保険労務士法人 NTS 丸の内社会保険労務士法人

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更等に伴うテレワークの取扱いについて

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、令和5年5月8日から「5類感染症」へ変更されました。これを受け、最近、従業員の働き方について、再検討や見直しを考えられている事業者様のお声をお聞きするようになりました。

2020年から急速に増えた「テレワーク」という働き方は、感染症対策の点だけではなく、交通費などの経費の削減、従業員の満員電車からの解放、育児や介護と業務の両立など多くのメリットが見出され、比較的多くの労使の方に受け入れられたと言えるのではないのでしょうか。今後の働き方については、労働者の意向を勘案し、よく検討する必要があると考えます。

■ テレワークについての基本的な考え方

- ① 雇用契約や就業規則において、労働者が任意にテレワークを実施できることが規定され、労働条件となっているのであれば、その規定に従う必要があり、原則として使用者が一方的にテレワークを廃止し、出社させることはできません。
- ② テレワークは、労働者と使用者の双方にとってさまざ

まなメリットがあることから、その取扱いについては労働者と使用者の間でよく話し合うことが望ましいと考えられます。

労働者側のメリット

- ・ 通勤時間の短縮及びこれに伴う心身の負担の軽減
- ・ 仕事に集中できる環境での業務の実施による業務効率化、時間外労働の軽減
- ・ 育児や介護と仕事の両立 など

使用者側のメリット

- ・ 業務効率化による生産性の向上
- ・ 育児や介護などを理由とした労働者の離職の防止
- ・ 遠隔地の優秀な人材の確保
- ・ オフィスコストの削減 など

■ テレワーク規程のポイント

通常勤務とテレワーク勤務において、労働時間制度やその他の労働条件が同じである場合は、既存の就業規則のままでテレワーク勤務ができます。

登記

住所変更登記、氏名変更登記の義務化について

1 住所変更登記、氏名変更登記の義務化

「NTS voice」Vol.23で少しだけ記載しましたが、令和3年の不動産登記法の改正により、令和8年4月までに、不動産を所有している場合の住所や氏名の変更の登記申請が義務化されます。具体的な施行日については、今後明らかになると思われます。以前も触れましたが、住所変更登記は、事案によってはとても苦勞する登記手続です。今回もう少し詳細に説明したいと思います。

2 住所変更登記について

不動産の登記簿に所有者として登記される場合、住所も登記事項であることから、その住所に変更がある場合には、住所変更登記をすることになります。

通常、住民票には1つ前の住所も記載されることから、一度引っ越したただけならば、現在の住民票を用意するだけで簡単に住所変更登記ができます。

2回以上引っ越した場合で、保存期間が経過していないのであれば、過去居住していた複数の市町村で住民票除票を取得することで、住所の移動を証明することができる場合もあります。ただ、住民票除票を複数取得するのは煩雑ですので、「戸籍の附票」を取得することをおすすめします。

戸籍の附票という言葉は通常あまり耳にするものではないと思いますが、同一本籍での住所の移動をすべて記載する証明書です。戸籍の附票を取

得することで、複数の移動を証明することができるので、複数回引っ越しをされている方には有用な証明書となります。住民票は住所地の市町村役場で取得しますが、戸籍の附票は、本籍地の市町村役場で取得することができます。

登記簿上の住所から移動して相当月日が経過している場合、住民票除票や戸籍の附票が保存期間経過により取得できず、転居を証明することができない場合があります。その場合には、自分が当該不動産の所有者であることを証明する作業が必要になります。具体的には、権利証や現在の住所宛に届いた固定資産税の通知書の提出、実印を押印した上申書で「すべての証明書を添付することはできないが、住所変更をして現在の住所に移動したことに相違ない」旨を上申する等の方法により、住所変更登記が受理されることが多いです。

3 氏名変更登記について

氏名の変更については、戸籍により証明することができることから、戸籍を添付することにより、氏名変更登記をすることができます。

4 まとめ

住所変更登記及び氏名変更登記の義務化により、これらの変更登記を怠った場合には、登記懈怠の過料が科せられます。放置すると住所の移動などを証明することが難しくなりますので、早めに行うことをおすすめいたします。

NTS 総合司法書士法人

しかし、通常勤務では生じないテレワーク勤務特有の問題が生じる場合がありますので、テレワーク規程を作成することをおすすめいたします。テレワーク規程を作成するにあたり、以下の事項に留意が必要です。

- 目的／定義／対象者 就業場所や期間、対象者の条件に関する事項
- 服務規律 業務専念義務や情報セキュリティに関する事項
- 労働時間 始業終業時刻や休憩、時間外労働に関する事項

- 報告方法 始業終業報告や業務報告、緊急時の報告方法
- 賃金と手当 通勤手当などの支給方法など
- 費用負担 情報通信機器使用料や通信費、事務用品費など

これからの「働き方」はますます多種多様になってきます。それに伴い、テレワーク規程を含む就業規則の内容も工夫が必要となりますので、変更をお考えの際には、是非とも弊法人にご相談ください。